第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）令和　5 年　4 月　1 日　（至）令和　6 年　3 月 31 日

社会福祉法人名　北上愛児会

（単位：円）

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	保育事業収入	437,085,000	436,896,960	188,040	
		受取利息配当金収入	0	1,985	△1,985	
		その他の収入	5,112,000	5,111,000	1,000	
		事業活動収入計(1)	**442,197,000**	**442,009,945**	**187,055**	
	支出	人件費支出	356,555,000	355,968,547	586,453	
		事業費支出	49,244,000	48,997,144	246,856	
		事務費支出	20,268,000	19,968,864	299,136	
		支払利息支出	475,000	474,505	495	
		その他の支出	4,953,000	4,949,600	3,400	
		事業活動支出計(2)	**431,495,000**	**430,358,660**	**1,136,340**	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	**10,702,000**	**11,651,285**	**△949,285**	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	170,230,000	170,432,000	△202,000	
		設備資金借入金収入	178,000,000	178,000,000	0	
		施設整備等収入計(4)	**348,230,000**	**348,432,000**	**△202,000**	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	4,248,000	4,248,000	0	
		固定資産取得支出	459,837,000	459,718,424	118,576	
		固定資産除却・廃棄支出	35,061,000	35,054,016	6,984	
		施設整備等支出計(5)	**499,146,000**	**499,020,440**	**125,560**	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	**△150,916,000**	**△150,588,440**	**△327,560**	
その他活動収支	収入	積立資産取崩収入	146,474,000	146,472,484	1,516	
		その他の活動収入計(7)	**146,474,000**	**146,472,484**	**1,516**	
	支出	積立資産支出	7,156,000	7,154,333	1,667	
		その他の活動支出計(8)	**7,156,000**	**7,154,333**	**1,667**	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	**139,318,000**	**139,318,151**	**△151**	
予備費支出(10)			109,000 0	—	109,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			**△1,005,000**	**380,996**	**△1,385,996**	

前期末支払資金残高(12)	**21,862,497**	**21,862,497**	**0**	
当期末支払資金残高(11)+(12)	**20,857,497**	**22,243,493**	**△1,385,996**	

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

（自）令和　5 年　4 月　1 日　（至）令和　6 年　3 月 31 日

社会福祉法人名　北上愛児会

（単位：円）

勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	436,896,960	416,122,515	20,774,445
		その他の収益	0	2,916,960	△2,916,960
		サービス活動収益計(1)	**436,896,960**	**419,039,475**	**17,857,485**
	費用	人件費	360,812,476	344,472,762	16,339,714
		事業費	48,997,144	43,303,462	5,693,682
		事務費	20,659,172	15,948,481	4,710,691
		減価償却費	25,356,543	17,221,103	8,135,440
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△16,421,327	△8,958,272	△7,463,055
		サービス活動費用計(2)	**439,404,008**	**411,987,536**	**27,416,472**
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		**△2,507,048**	**7,051,939**	**△9,558,987**
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	1,985	4,504	△2,519
		その他のサービス活動外収益	5,111,000	4,876,550	234,450
		サービス活動外収益計(4)	**5,112,985**	**4,881,054**	**231,931**
	費用	支払利息	474,505	289,114	185,391
		その他のサービス活動外費用	4,949,600	4,838,750	110,850
		サービス活動外費用計(5)	**5,424,105**	**5,127,864**	**296,241**
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		**△311,120**	**△246,810**	**△64,310**
経常増減差額(7)=(3)+(6)			**△2,818,168**	**6,805,129**	**△9,623,297**
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	170,432,000	4,050,000	166,382,000
		特別収益計(8)	**170,432,000**	**4,050,000**	**166,382,000**
	費用	固定資産売却損・処分損	40,183,151	451,000	39,732,151
		国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	△578,427	0	△578,427
		国庫補助金等特別積立金積立額	170,432,000	4,050,000	166,382,000
		特別費用計(9)	**210,036,724**	**4,501,000**	**205,535,724**
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		**△39,604,724**	**△451,000**	**△39,153,724**
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			**△42,422,892**	**6,354,129**	**△48,777,021**
繰越活動増減差額の部	**前期繰越活動増減差額(12)**		**136,977,095**	**114,924,966**	**22,052,129**
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		**94,554,203**	**121,279,095**	**△26,724,892**
	基本金取崩額 (14)		**0**	**0**	**0**
	その他の積立金取崩額 (15)		**145,181,000**	**26,398,000**	**118,783,000**
	その他の積立金積立額 (16)		**2,200,000**	**10,700,000**	**△8,500,000**
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		**237,535,203**	**136,977,095**	**100,558,108**

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表

令和　6 年　3 月 31 日 現在

社会福祉法人名　北上愛児会

（単位：円）

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	**391,834,163**	**93,498,729**	**298,335,434**	**流動負債**	**400,871,792**	**92,832,274**	**308,039,518**
現金預金	283,952,203	91,625,934	192,326,269	事業未払金	16,677,536	13,844,127	2,833,409
事業未収金	239,360	164,070	75,290	その他の未払金	305,250,000	11,220,000	294,030,000
未収金	208,600	193,900	14,700	１年以内返済予定設備資金借入金	13,152,000	4,248,000	8,904,000
未収補助金	107,334,000	1,514,825	105,819,175	預り金	46,530,000	46,530,000	0
立替金	100,000	0	100,000	職員預り金	1,133,134	42,105	1,091,029
仮払金	0	0	0	賞与引当金	18,129,122	16,948,042	1,181,080
その他の流動資産	0	0	0				
固定資産	**949,932,375**	**661,365,820**	**288,566,555**	**固定負債**	**251,609,450**	**83,756,333**	**167,853,117**
基本財産	**766,200,119**	**298,525,109**	**467,675,010**	設備資金借入金	203,120,000	38,272,000	164,848,000
土地	168,751,581	84,577,152	84,174,429	退職給付引当金	48,489,450	45,484,333	3,005,117
建物	597,448,538	213,947,957	383,500,581	**負債の部合計**	**652,481,242**	**176,588,607**	**475,892,635**
その他の固定資産	**183,732,256**	**362,840,711**	**△179,108,455**	純資産の部			
土地	0	56,930,000	△56,930,000	**基本金**	**98,336,900**	**98,336,900**	**0**
建物	2,124,849	11	2,124,838	第一号基本金	92,478,168	92,478,168	0
構築物	31,873,453	1,198,160	30,675,293	第二号基本金	5,000,000	5,000,000	0
車輌運搬具	225,364	368,733	△143,369	第三号基本金	858,732	858,732	0
器具及び備品	22,983,707	9,041,633	13,942,074	**国庫補助金等特別積立金**	**276,314,193**	**122,881,947**	**153,432,246**
建設仮勘定	0	29,367,000	△29,367,000	**その他の積立金**	**77,099,000**	**220,080,000**	**△142,981,000**
権利	739,972	50,300	689,672	人件費積立金	58,255,000	67,764,000	△9,509,000
ソフトウェア	196,461	320,541	△124,080	修繕費積立金	4,260,000	13,260,000	△9,000,000
退職給付引当資産	48,489,450	45,484,333	3,005,117	備品等購入積立金	2,384,000	4,884,000	△2,500,000
人件費積立資産	58,255,000	67,764,000	△9,509,000	保育所施設・設備整備積立金	12,200,000	134,172,000	△121,972,000
修繕費積立資産	4,260,000	13,260,000	△9,000,000	**次期繰越活動増減差額**	**237,535,203**	**136,977,095**	**100,558,108**
備品購入等積立資産	2,384,000	4,884,000	△2,500,000	（うち当期活動増減差額）	△42,422,892	6,354,129	△48,777,021
保育所施設・設備整備積立資産	12,200,000	134,172,000	△121,972,000	**純資産の部合計**	**689,285,296**	**578,275,942**	**111,009,354**
資産の部合計	**1,341,766,538**	**754,864,549**	**586,901,989**	**負債及び純資産の部合計**	**1,341,766,538**	**754,864,549**	**586,901,989**

社 会 福 祉 法 人 北上愛児会定款

第一章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)　第二種社会福祉事業

(ｲ)　保育所の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人北上愛児会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事業所の所在地）

第４条　この法人の事務所を岩手県北上市鍛冶町一丁目 11 番 72 号に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員 7 名以上 11 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び

不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後でも、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員は無報酬とする。ただし、評議員には費用を弁償することができる。

第三章　　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

２　評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で定める。

（権限）

第 10 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分

(7) 社会福祉充実計画の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 11 条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ケ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 13 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 14 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名し、又は記名押印すること。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第 15 条　この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事　6 名以上 10 名以内

(2) 監事　3 名以内

２　理事のうち 1 名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、４名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 16 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 17 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務

を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 18 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 19 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 20 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 21 条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事には費用を弁償することができる。

（職員）

第 22 条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　　理事会

（構成）

第 23 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 24 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めたものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第 25 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第 26 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 27 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第 28 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 岩手県北上市鍛冶町一丁目 26 番地に所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
黒沢尻保育園　園　舎　　1 棟　1 階（904.40 ㎡）
2 階（405.07 ㎡）

(2) 岩手県北上市鍛冶町一丁目 26 番に所在の黒沢尻保育園敷地
1 筆　（2,845.46 ㎡）

(3) 岩手県北上市川岸三丁目 20 番地 6、20 番地 16　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
川岸保育園　園　舎　　1 棟　（635.11 ㎡）

(4) 岩手県北上市川岸三丁目 20 番６に所在の川岸保育園敷地
1 筆　（1,008.01 ㎡）

(5) 岩手県北上市川岸三丁目 20 番５に所在の川岸保育園敷地
1 筆　（111.40 ㎡）

(6) 岩手県北上市本石町二丁目 62 番地 1、63 番地に所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ

き2階建

北上保育園　園　舎　　1棟　1階（735.65㎡）

2階（348.74㎡）

(7) 岩手県北上市本石町二丁目62番1に所在の北上保育園敷地

1筆　　(873.16㎡)

(8) 岩手県北上市本石町二丁目63番に所在の北上保育園敷地

1筆　　(1,001.00㎡)

(9) 岩手県北上市本石町二丁目54番1に所在の北上保育園敷地

1筆　　(455.00㎡)

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

（基本財産の処分）

第29条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北上市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には北上市長の承認は必要としない。

(1)　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2)　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条　この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告書及び決算）

第32条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 33 条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 34 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 35 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第七章　　解散

（解散）

第 36 条　この法人は社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 37 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章　　定款の変更

（定款の変更）
第 38 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北上市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北上市長に届け出なければならない。

第９章　　公告の方法その他

（公告の方法）
第 39 条　この法人の公告は、社会福祉法人北上愛児会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。
（施行細則）
第 40 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則
この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	相沢岩松
常務理事	八重樫竹治
理事	梅原イス
理事	村田保三
理事	平野良蔵
理事	斎藤嘉太郎
理事	佐藤四三
理事	清水ヨネ
理事	斎藤万作
監事	白井澄
監事	菊池良佐
監事	黒井貞子

認可年月日	昭和４１年　５月３０日
登記年月日	昭和４１年　７月　１日
一部変更認可	昭和５３年　７月１０日
〃	昭和５５年　４月１６日
〃	昭和５５年１２月　６日

〃　　昭和６２年　２月　５日
〃　　昭和６２年　９月２８日
〃　　平成　４年　４月１０日
〃　　平成　８年　４月２５日
〃　　平成１０年　２月１３日
〃　　平成１３年　３月　１日
〃　　平成１５年　３月１２日
〃　　平成１６年　３月　５日
〃　　平成１７年　３月　７日
〃　　平成１８年　３月１４日
〃　　平成１９年１１月１６日
〃　　平成２５年　５月　１日

この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。

一部変更認可　　令和　５年１２月２８日

社会福祉法人 北 上 愛 児 会　役　員・評 議 員 名 簿

（令和５年６月７日現在）

任期：令和 5 年 6 月 7 日～令和 6 年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで

役 職 名	氏　　名	当初就任年月日
理事長	澤　田　育　生	平成 27 年 6 月 10 日
業務執行理事	松　岡　　昭	令和 3 年 6 月 9 日
業務執行理事	伊　藤　典　子	平成 29 年 6 月 9 日
業務執行理事	田　鎖　さ　お　り	平成 30 年 6 月 8 日
業務執行理事	髙　橋　明　子	令和 3 年 6 月 9 日
理　事	髙　橋　富　士　夫	平成 21 年 6 月 10 日
理　事	八　重　樫　　実	令和 3 年 6 月 9 日
理　事	髙　橋　順　子	令和 3 年 6 月 9 日
監　事	畠　山　惠　子	平成 19 年 6 月 10 日
監　事	半　田　守　見	令和 3 年 6 月 9 日
監　事	工　藤　明　子	令和 5 年 6 月 7 日

任期：令和 3 年 6 月 4 日～令和 6 年度会計に関する定時評議員会の終結の時まで

役 職 名	氏　　名	当初就任年月日
評 議 員	山　中　滿　子	平成 29 年 4 月 1 日
評 議 員	照　井　　健	平成 29 年 4 月 1 日
評 議 員	佐　々　木　幸　子	平成 29 年 4 月 1 日
評 議 員	菅　野　俊　基	平成 29 年 4 月 1 日
評 議 員	島　津　愛　郎	平成 29 年 4 月 1 日
評 議 員	日　高　拓　郎	平成 29 年 4 月 1 日
評 議 員	上　山　サ　ダ　子	令和 3 年 6 月 4 日
評 議 員	髙　橋　善　郎	令和 3 年 6 月 4 日
評 議 員	髙　橋　峯　子	令和 3 年 6 月 4 日

社会福祉法人北上愛児会　役員等の費用弁償に関する規程

（目　　的）

第１条　この規程は社会福祉法人北上愛児会役員等に対する旅費及び費用弁償の額ならびにその支給について定めることを目的とする。

（役 員 等）

第２条　前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

1　理事・監事

2　評議員

3　評議員選任・解任委員

4　苦情解決第三者委員

5　その他理事長が必要と認めたもの

（旅　　費）

第３条　役員等の旅費については「職員の旅費に関する規程」に準ずる。ただし、日当については別表の額とする。

（費用弁償）

第４条　第２条の規定に掲げる役員等の費用弁償の額は別表のとおりとする。

付　則

この規程は平成３年４月１日から施行する。

この規程は平成５年４月１日から改正施行する。

この規程は平成９年４月１日から改正施行する。

この規程は平成15年４月１日から改正施行する。

この規程は平成16年４月１日から改正施行する。

この規程は平成21年４月１日から改正施行する。

この規程は平成29年４月１日から改正施行する。

別表

会議等の種類	支払対象者	金　額	備　　考
理事会	理事 監事	1回　5,000円	・会議が1日に複数回あった場合に於いても1回分の支給とする。 ・役員等である職員には支給しない。
評議員会	評議員 理事 監事	1回　5,000円	
評議員選任・解任委員会	理事 選任・解任委員	1回　5,000円	
内部監査 内部監査立会	監事 理事長 業務執行理事	1回　5,000円	
法人園長会議	理事長 業務執行理事	1回　5,000円	
北上市民間立保育園連絡協議会	理事長 業務執行理事	1回　5,000円	
指導監査等立会	理事長 業務執行理事 監事	1回　5,000円	
理事長・業務執行理事の業務	理事長 業務執行理事	1回　2,000円	
苦情解決委員会等	第三者委員 理事長 業務執行理事	1回　5,000円	
研修会等	役員等	5,000円	
その他	理事長が必要と認めた者	理事長が承認した額	